多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月３１日

多久市長　香　　月　　正　　則

多久市規則第２４号

多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則（昭和５５年多久市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「給付」を「助成」に改め、同条中「第９条第１項」を「第１０条第１項」に改める。

第６条第１項及び第３項中「第１０条」を「第１１条」に改める。

第７条中「第１１条」を「第１２条」に改める。

様式第２号を次のように改める。

別紙

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。ただし、様式第２号の改正規定は、令和８年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定（様式第２号の改正規定を除く。）は、この規則の施行の日以

後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（様式第２号）

ひとり親家庭等医療受給資格証

受給者番号								
受給者	氏　名							
	生年月日							
	住　所							
有効期間		から まで						
自己負担額	入　院							
	通　院							
	調　剤							
交付年月日								
発行機関名及び印								
公費負担者番号								